

図 国連憲章の武力行使に関するルール

【武力行使一般の禁止】(国連憲章2条4項)

↓
【3つの例外】

- ①安保理決議に基づく集団安全保障措置 (同42条)
- ②個別・集団の自衛権 (同51条)
 - ▶安保理決議が出るまでの間、
 - 被害国自身の防衛活動 (個別的自衛権)、
 - 又は
 - 被害国の要請に基づく防衛援助 (集団的自衛権)。

政府解釈によれば、憲法9条は「日本の防衛」以外の理由で外国に武力を行使してはならないことを定めている(※)。

そうだとすると、憲法9条改正の提案とは、要するに「日本の防衛以外の目的でも、外国への武力行使をできるようにしよう」という提案だ。日本の防衛という点では、憲法9条の改正が急務とは言えない。

日本の防衛を確かなものにしたのであれば、前回議論した緊急事態対応と同じことが言える。もし、現在の防衛力に不足があるなら、正しい情報に基づいて、防衛が必要な事態とはいかなる状況かを想定し、

その対応に必要な装備や人員を配置し、適切な演習を実施し、市民の避難経路を確保し、避難訓練をするなどして、地道に取り組みしかないだろう。

今何が不足しているのかを具体的に示さず、抽象的に「憲法9条の改正が必要」と叫ぶだけの議論は、真剣に防衛のことを考えた態度とは言えない。

必要なのは条文ではなく立憲主義の土台

次に、もしロシアに憲法9条のような侵略を禁ずる規定があれば、という視点も考えてみよう。

前提とすべきは、今回の侵攻は明白な国際法違反だ、という点だ(図)。3月16日の国際司法裁判所の仮保全措置は、ロシアに即時に軍事行動を停止することを求めている。また、ロシアの憲法には国際法遵守の規定がある。要するに、ウクライナ侵攻は、国際法にもロシア自身の憲法にも違反している。

そうだとすると、仮に、ロシア憲法に憲法9条と同じ条文があっても、それだけではプーチン大統領を止めることはできなかっただろう。

ロシアの国内体制に足りなかったのは、①大統領が国際法や憲法を無視して軍事行動を始めた場合に、それを止めるための議会政治の仕組み、②戦争に関する正しい情報を報道する自

第4回
憲法改正と国際情勢



ロシアのウクライナ侵攻を受け、以下の2つの視点から「憲法9条」に注目が集まっている。

①「日本が侵略を受けた場合、現在の防衛体制で十分なのか」

②「ロシアに憲法9条があれば、こんなことは起きなかったのではな

いか」

この2点について、それぞれ考えてみよう。

まず、日本が侵略を受けた場合について考えてみよう。

政府解釈によれば、憲法9条は「日本の防衛」以外の理由で外国に武力を行使してはならないことを定めている(※)。

そうだとすると、憲法9条改正の提案とは、要するに「日本の防衛以外の目的でも、外国への武力行使をできるようにしよう」という提案だ。日本の防衛という点では、憲法9条の改正が急務とは言えない。

その対応に必要な装備や人員を配置し、適切な演習を実施し、市民の避難経路を確保し、避難訓練をするなどして、地道に取り組みしかないだろう。

今何が不足しているのかを具体的に示さず、抽象的に「憲法9条の改正が必要」と叫ぶだけの議論は、真剣に防衛のことを考えた態度とは言えない。

必要なのは条文ではなく立憲主義の土台

次に、もしロシアに憲法9条のような侵略を禁ずる規定があれば、という視点も考えてみよう。

前提とすべきは、今回の侵攻は明白な国際法違反だ、という点だ(図)。3月16日の国際司法裁判所の仮保全措置は、ロシアに即時に軍事行動を停止することを求めている。また、ロシアの憲法には国際法遵守の規定がある。要するに、ウクライナ侵攻は、国際法にもロシア自身の憲法にも違反している。

そうだとすると、仮に、ロシア憲法に憲法9条と同じ条文があっても、それだけではプーチン大統領を止めることはできなかっただろう。

ロシアの国内体制に足りなかったのは、①大統領が国際法や憲法を無視して軍事行動を始めた場合に、それを止めるための議会政治の仕組み、②戦争に関する正しい情報を報道する自

由、③軍事活動を批判する市民の表現の自由、④軍事活動に対する国民への適切な情報公開といった、立憲主義的な諸制度一般だ。

憲法の意義そのものを再確認すべき時

今回の事態が示したのは、侵略国に堕ちないためには、必要な憲法9条だけでは足りない、ということだ。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」という宣言(憲法9条1項)を踏まえ、権力の独裁を防ぎ、人々の権利を守る憲法の条項一つひとつの意義を再確認すべきだ。

— 次回(6月5日号)は執筆者を交代します。

※従来は、日本が武力攻撃を受けた場合にのみ、防衛のための武力行使が許されると解釈されていた。しかし、2014年の閣議決定では、日本が武力攻撃を受けていなくても、日本の存立危機の場合には、日本の防衛を理由に武力行使できるとされた。この閣議決定は解釈の範囲を超え「違憲」だと私は考えるが、現在の政府解釈でも、日本が武力攻撃を受けていないに場合に行える武力行使の範囲はごく限られている

〈きむら そうた〉



1980年、神奈川県生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、東京都立大学大学院法学政治学研究科法学政治学専攻・法学部教授。専攻は憲法学。著書に『憲法の急所 第2版』(羽鳥書店)、『憲法の創造力』(NHK出版新書)、『テレビが伝ええない憲法の話』(PHP新書)、『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』『自衛隊と憲法』(共に晶文社)、『木村草太の憲法の新手』『木村草太の憲法の新手2』(共に沖縄タイムズ社)、『憲法学者の思考法』(青土社)など。共著に、『憲法の条件』(NHK出版新書)、『憲法という希望』(講談社現代新書)、『憲法問答』(徳間書店)、『ほとんど憲法 上・下』(河出書房新社)などがある。

病気やケガでの休業に安心保障!
休業保障



制度改善しました!
入院は1日目から給付
自宅は4日目から給付
(2022年8月1日より適用)

受付期間
4/1~5/25

新型コロナも給付対象!
保険医に最適な保障制度

- ①最長730日の長期保障!
 - ②掛金が満期まで変わりません!
 - ③掛け捨てではありません!
 - ④自宅療養、代診をおいても給付!
 - ⑤再発や後遺症にも何度でも給付!
 - ⑥所得補償保険との重複受給OK!
- 【加入日】 2022年8月1日
【加入申込資格】
①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
②59歳(昭和38年2月2日以降生まれ)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。
注)現在、健康に異常のある方は原則として加入できません。

□給付内容 (1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金	【疾病】2022年11月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき、	入院は1日目から、自宅での休業は4日目(3日免責)から給付
入院給付金	【傷害】2022年8月1日以降の傷害を原因に休業したとき	1日につき自宅6,000円、入院8,000円【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円(+脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円(+脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

※資料請求・お問合せは、保険医協会共済部(TEL 06-6568-7721)まで。